
松島中学校いじめ防止基本方針〈令和8年版〉

1 いじめ防止に対する基本方針

(1) いじめ防止に対する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。そして、学校内外を問わず、どこでも起こりうる問題である。

そこで、本校ではいじめ防止等の基本的対策として、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを念頭に置き、真摯に取り組む。

併せて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民及び家庭との連携を密にし、いじめの問題克服を目指す。

(2) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場になることが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

(4) 具体的ないじめの態様（例）

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ② 仲間はずれ、集団による無視を行う。
- ③ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷を受けたり嫌なことをされる。

2 いじめ防止等に関する対応

(1) いじめの未然防止のための取組

- ①いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに力を入れます。
- ②人権擁護・人権感覚を高める学習に取り組みます。
 - ・人権教育の推進、生徒会活動による人権啓発活動の充実、拳固環境の整備など
- ③自己有用感を高める教育活動を充実させます。
 - ・支持的風土のある学級づくりの推進
 - ・生徒自らが企画運営する活動の活性化（松島プライドづくり）
 - ・地域と連携したキャリア教育の推進（コミュニティ・スクールの推進）
- ④生徒と向き合う時間を確保するための取組みを進めます。
- ⑤小中連携（児童生徒に係る情報交換の的的实施）の取組を充実させます。
- ⑥家庭及び地域と連携して、子育てを地域ぐるみの取組にしていきます。

(2) いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

- ①「早期発見・早期対応」に対する危機意識を持って生徒と関わります。
- ②いじめ防止・不登校対策委員会を開催して、積極的な生徒指導に取り組みます。
- ③一人一人の生徒を一層理解するための、職員の情報交換会を充実させます。
- ④「心のアンケート」及び教育相談を実施し、内容の充実を図ります。
- ⑤小学校と、教育課題の共有、授業参観、情報交換等を中心とした連携を進め、9年間を通じた学びを構築していきます。
- ⑥家庭及び地域、関係諸機関との連携を充実させていきます。
- ⑦養護教諭、スクールカウンセラー等を活用した教育相談活動を充実させます。